



～ 『未来への投資』へのいざない～

明るい未来をめざして



私たちは、明治維新、戦後の復興その他、意識の改革による社会変革により、困難を克服し、新たな活力のある社会を構築してきた歴史をもっています。

少子高齢化、政府の財政危機、厳しい国際競争と政治情勢など、明治以来の困難な壁に立ち向かうべき今もまた、日本のよさとその潜在能力を承継し、社会変革の再現と再構築を果たすべく『社会への提言』『明るい未来をめざす行動』を推進します。

拍手喝采が芸術家を育てると言います。私たちには声援がなによりの強い味方です。『未来への投資』としてのご声援、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

#### 賛助会

<年会費は、活動が十分にご理解いただける場合に、お支払いください>

「賛助寄付金」

法人会員：100万円（年）

個人会員：10万円（年） 準会員（35歳以下の個人会員）：3万円（年）

その他特別賛助寄付金：特定のテーマ・プロジェクトにご賛同の賛助寄付金

口座：三菱東京UFJ銀行青山通支店 普通預金 0214497 未来を創る財団  
未来を創る財団は政治、宗教その他に対し一切関与、代表しない独立した第三者機関です。

## ( 未来を創る財団賛助会 規約 )

第1条 本会は未来を創る財団（以下財団という）賛助会と称する。

第2条 本会は財団の公益活動を支援する目的で設置する。

第3条 本会は財団内に事務局をおく。

第4条 本会の代表者は財団の代表者が兼務する。

第5条 本会につきの会員をおく。

- 1 法人会員
- 2 個人会員
- 3 個人準会員（35歳以下の方）

第6条 本会の趣旨に賛同する法人または個人は、本申込書に所在地または住所ならびに法人名および代表者名または氏名を記載のうえ、財団あて提出する。

第7条 会員は財団に対する賛助寄付金として、つぎの年会費を財団の指定口座に振込む。

- 1 法人会員 100万円（暦年）
- 2 個人会員 10万円（暦年）
- 3 個人準会員（35歳以下の方） 3万円（暦年）

第8条 会員はいつにても、入会の取消しまたは退会することができる。

第9条 年会費の振込み以前に退会した会員は、その年度の会費を負担しない。

第10条 本規約の成立および変更は財団の理事会の議決によって行う。

口座：三菱東京UFJ銀行青山通支店 普通預金 0214497 一般財団法人 未来を創る財団

### 賛助会 入会申込書

未来を創る財団 殿

当法人（または私）は、貴財団の「未来を創る財団賛助会」に賛成し、貴財団が公益財団法人になることを条件に、法人会員（または個人会員）として入会を申込みます。

（会員は「未来を創る財団賛助会」の規約により、各年会費の払込みまで、いつでも入会取消しまたは退会することができます。）

平成 年 月 日

所在地（または住所）

法人名および代表者名  
（または個人のご氏名）

\* お申込みは Fax03-5489-0506 または

メール [abrighterfuture@theoutlook-foundation.org](mailto:abrighterfuture@theoutlook-foundation.org) にてお願い申し上げます。